

資料提供
令和8年1月8日
課名:産業廃棄物対策課
担当:波谷
内線:2962
外線:082-513-2963

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

1 概要

産業廃棄物処理業者である因島金属株式会社に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消した。

（処分機関：広島県東部厚生環境事務所）

2 被処分者及び行政処分の内容

事業者 (住所)	いんのしまきんぞく 因島金属株式会社 代表取締役 河本 哲夫 (広島県尾道市因島重井町84番地の1)
許可の状況	産業廃棄物収集運搬業 許可番号：第03406193115号 許可年月日：令和4年1月4日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
処分年月日	令和8年1月8日
処分理由	同社は、令和5年3月21日付けで、尾道簡易裁判所において、法第16条の2の規定に違反したことにより罰金刑が確定し、同日に刑の執行が終了した。 このことは、法第14条の3の2第1項第1号に該当するものとして、法第14条第5項第2号イに該当する者のうち、法第7条第5項第4号ニに規定する者に該当するため。